

浜黒崎小学校・大広田小学校統合準備協議会会則（案）

（名称）

第1条 この協議会は、浜黒崎小学校・大広田小学校統合準備協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、浜黒崎小学校と大広田小学校の両校区に在住する地域住民や児童の保護者等が主体となり、両校の統合に向けて必要となる事項を協議・調整し、統合後の大広田小学校に通学する児童によりよい教育環境を実現することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議・調整する。

- （1）統合後の教育目標・校時・学校行事・児童会・学校集金に関する事項
- （2）通学路・通学方法（スクールバス）に関する事項
- （3）体操服・学用品等の学校指定品に関する事項
- （4）地域児童健全育成事業に関する事項
- （5）PTA組織に関する事項
- （6）CS（コミュニティ・スクール）に関する事項
- （7）地域住民への周知活動
- （8）その他協議会が定める事項

（組織）

第4条 協議会の委員は概ね10名とし、次に掲げる団体構成員等をもって組織する。

- （1）浜黒崎校下自治振興会
- （2）浜黒崎小学校育友会
- （3）浜黒崎小学校長
- （4）大広田校下自治振興会
- （5）大広田小学校PTA
- （6）大広田小学校校長
- （7）前1号から6号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

2 協議会は必要に応じ、顧問を置くことができる。

（役員等の定数及び選任）

第5条 協議会に次の役員を置く

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 1名

2 役員は、第4条の委員の中から互選により選出し、協議会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議の議事は出席者の総意をもって決議する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、富山市教育委員会事務局学校再編推進課に置く。

(会計)

第9条 協議会の会計は、補助金及びその他の収入によって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立の年度においては、設立の日からとする。

(解散)

第10条 協議会は第3条に定める協議事項を決定した後、委員の総意により解散する。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この会則は、令和6年12月4日から施行する。